

# 豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するため、木造住宅に耐震シェルターを整備する者に対し、豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金を交付することにつき、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。

ア 本市の区域内にある昭和56年5月31日以前に新築工事が着工された木造住宅（在来軸組工法及び伝統工法の戸建、長屋及び共同住宅（店舗等の用途に供する部分がある場合にあつては、当該部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）の部分であつて、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものであること。

イ 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものでないこと。

ウ 階数が2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 本市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 耐震シェルター 住宅内に整備する装置であつて、地震時住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱により愛知県知事の認めるものをいう。

(4) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用をいう。

(5) 高齢者 申請する年の年度末時点で満65才以上である者をいう。

(6) 障がい者 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定された精神保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅であること。
- (2) 前条第2号アに規定する診断の判定値が1.0未満又は第2号イに規定する診断の得点が80点未満であること。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの整備がされていないこと。
- (4) 過去に豊橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある住宅でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 対象住宅の所有者（所有者の同意を得られる者又はその他市長が認める者を含む。）であること。
- (2) 高齢者又は障がい者が居住する世帯であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 豊橋市税を滞納していない者であること。

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルターの基数は、補助対象住宅1戸当たり1基とする。

(補助金の額)

第6条 この要綱による補助額は、別表第1に定めるところによる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
- (2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 住民票の写し又は身体障害者手帳等の写し等第4条に規定する要件が確認できる書類
- (4) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルターを整備することについて住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（様式第2号）
- (5) 案内図
- (6) 平面図（整備予定場所を明記したもの）

(7) 整備予定場所の写真

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、申請者に豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条に基づく交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 旧基準木造住宅は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に掲げる建築基準関係規定に適合しているものであること。

(2) 耐震シェルターの整備の契約及び着手は、前条第2項に定める補助金の交付決定通知後とすること。

(3) 耐震シェルターの整備に関する記録を作成すること。

(地位の承継)

第9条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震シェルター整備を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震シェルター整備を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

3 申請者は、前2項に定める場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

4 地位の承継を受けようとする者は、豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助事業承継届（様式第3号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項に規定する期日は、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。

2 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをするときは、豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付取下書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(計画の変更等)

第11条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、規則第8条第1項各号に規定する変更、中止又は廃止をしようとするときは、豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助事業計画変更等申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金等変更決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(整備完了報告)

第12条 申請者は、耐震シェルターの整備が完了したときは、整備が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日（ただし、末日が土、日及び祝日の場合は直前の開庁日とする。）のいずれか早い日までに、規則第10条第1項に基づく実績報告として豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書等の写し
- (2) 耐震シェルターの整備に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 耐震シェルターの整備前、整備中及び整備完了後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、規則第11条に基づき、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金確定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 申請者は、前条に基づく補助金確定通知書による通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

整備装置	補助限度額
耐震シェルター	30万円（対象経費が30万円を下回る場合は、当該経費の額。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）